

# 萩藩後期の山代紙——山代請紙制の衰退

はじめに

本稿は、前二稿<sup>①</sup>に引き続き山代請紙制について、その後期の衰退過程を具体的に明らかにしようとするものである。山代請紙制は、田方・畠方・楮方の本所務（年貢）を、すべて紙でもって収納するという特異な徴租法と、紙の専売制が密接不可分に結びついた制度である。先行研究には、御園生翁甫の名著『防長造紙史の研究』<sup>②</sup>があるが、山代請紙制の作法・制度理解には課題が残されている。

山代紙は、防長の特産物である三白・四白（米・紙・塩・蠟）の一つであるが、近世初期から藩財政収入の二大柱（米と紙）を構成していた。山代紙と藩財政の関連如何は、重要な論点であるが、従来十分に注意されていたとは言い難い。

そこで本稿の課題は、山代請紙制の後期における衰退過程について、作法・制度理解を正確にすることと、藩財政との関連把握を深めることである。

## 一 明和の仕法替

山代帳面楮の変遷を示したのが、表（一）である。<sup>③</sup>近世を通じてのおおよその山代紙の盛衰が窺える。帳面楮とは、楮検地によって決められるノルマ（労働の基準量）でありガイド・ライン（政策指針・指導目標）である。何釜と表示され、中期には一丸 $\parallel$ 三・〇七釜漉きである。釜は楮の単位であり、一〇把 $\parallel$ 一釜（一釜で楮一〇把を蒸す）。丸は半紙の単位であり、一丸 $\parallel$ 六〇束 $\parallel$ 六〇〇帖 $\parallel$ 一万二〇〇枚である。山代では一丸 $\parallel$ 三・〇七釜漉き、ないし三釜漉きと厳しいが、しばしば山代の添石となった鹿野方では、一丸 $\parallel$ 四釜漉きであった。楮一釜は、〇・三二石に石盛をされ、山代に固有の楮石が寛永五年（一六二八）の楮検地で成立する。その時点で帳面楮は、七万二〇〇〇釜（一丸 $\parallel$ 三釜漉きとすれば二万四〇〇〇丸）で近世期最大である。貞享三年検地（一六八六）で六万二二三七〇釜（約二万丸）となり、衰勢を迎えての享保十九年（一七三四）楮検地で、五万釜（一万六二八六丸）に減少する。寛保三年（一七四三）に楮石が免除となったが、帳面楮は五万釜のまま、近世後期



匁)、帳面楮五万釜、本所務  
 〓紙年貢七〇〇貫目(五〇〇  
 〇〇×一四、あるいは一六二  
 八六×四三)と、中期以来変  
 わっていない。宝暦十年の紙  
 売却値段は一丸〓一〇〇匁と  
 やや高く、増仕入・雑費(必  
 要経費)を払っても、専売制  
 による売却益(売上り銀とい  
 う)は三八匁余ある。このモ  
 デル通り半紙が収納・売却さ  
 れれば、本所務分七〇〇貫目  
 と売却益六二六貫目余が藩の  
 収入となるが、これはあくま  
 でモデルである。

享保十九年以来の山代紙仕  
 法が改変されるのは、明和六  
 年(一七六九)の仕法替であ  
 り、近世後期山代請紙制の基本骨格となる。仕法替の内容は、つぎ  
 の通りである。<sup>5)</sup>

根山代御仕入と鹿野方へ当ル御仕入と御損徳差引  
 一楮四万六千五百三拾釜

図(1) 宝暦10年(1760)モデル 1丸当たり

(700貫目)		43匁	(300貫目)	61.5匁	(626貫目)	100匁
43匁 御帳面楮1丸分漉立御仕入銀=根銀		43匁	18.5匁	61.5匁	38.47225匁	100匁
(14匁×3.07釜=42.98匁≒43匁)			増仕入・雑費		御売上り銀1丸=付御徳用分	
43匁	{ 米0.36石=13.846匁 御買せ米代(漉き飯米) 29.154匁 御仕入銀	18.5匁	{ 3.6匁 菰付銀より還元 1.15125匁 三番修米麦代(釜別0.375匁) 6.959匁 丸別6.8匁銀 0.8235匁 海上運賃銀 4.616匁 漉き飯米間欠銀 0.591匁 釜別1升米并一番修米間欠銀 0.787匁 二番修米釜別5合(南和市1.95石替)			

※山代定和市2.6石替(1石=38.46匁) ※南和市1.95石替(1石=51.28匁)  
 ※出典: 県庁旧藩記録824「製紙録」巻ノ上の宝暦10年3月「山代宰判半紙米銀御仕入辻并巻丸ニ付於大坂ニ御売上御徳用銀差引」。

把銀六百五拾壹貫四百貳拾目

(一釜〓一四匁)

丸ニして壹万五千五百拾丸

(一九〓三釜漉き)

一但、把銀釜別拾四匁、三釜壹丸、丸別四拾貳匁ニして

此御仕入

米九千三百六石

但、丸別六斗ニして右之辻、尤根銀四拾貳匁、増御仕入拾貳

匁共二五拾四匁之内、三拾目銀渡被仰付、残貳拾四匁、和

市貳石五斗替米ニして丸別六斗充

銀四百六拾五貫三百目

(一石〓四〇匁)

但、丸別三斗充ニして右之辻、尤前二相見候五拾四匁之内、

米代式拾四匁引残り、丸別三拾目宛

米ニして七千四百四拾四石八斗

但、和市壹石六斗替之引当ニして (一石〓六二・五匁)

米単ニして

以上壹万六千七百五拾石八斗

仕法替の要点は、①享保十九年改定の帳面楮五万釜(一万六二八

六丸)を、前山代二万五六八〇釜(八五六〇丸)と奥山代二万〇八

五〇釜(六九五〇丸)の合計四万六五三〇釜(一万五五一〇丸)に

改定、②本所務分(紙年貢)に当たる把銀七〇〇貫目(一四匁×五

〇〇〇〇÷一〇〇〇)を、六五一貫四二〇匁(一四匁×四六五三〇

÷一〇〇〇)に改定、③一丸〓三・〇七釜漉きを、一丸〓三釜漉き

に改定(したがって把銀一釜〓一四匁は変わらないが、根銀一丸は、

表(2) 明和6年帳面楮

項目	享保19年改帳面楮(釜)	現楮(釜)	明和6年改帳面楮(釜)	同丸換算(丸)	備考
前山代	29150.48	14252.30	25680.00	8560.00	現楮×1.8=明和6年帳面楮
奥山代	20849.52	12281.40	20850.00	6950.00	現楮×1.695=明和6年帳面楮
根山代合計	50000.00	26533.70	46530.00	15510.00	明和6年から1丸=3釜渡き

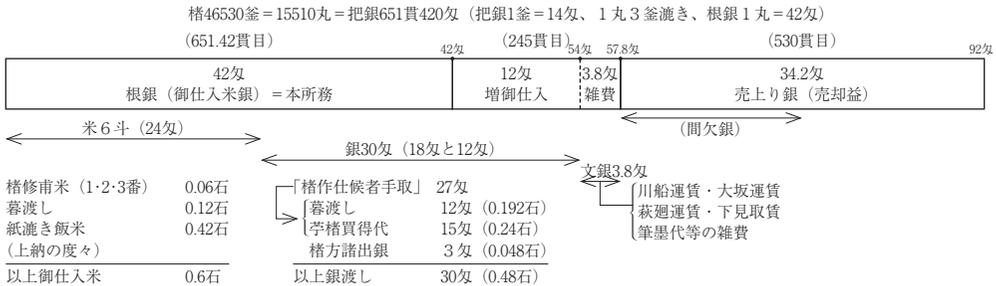
出典：萩市立図書館所蔵「御所帯方御一紙大概抜粋」(安永4年)。

④は、山代田方物成米を一旦収納し、楮修甫飯米・紙漉き飯米として、紙収納のたびごとにこの価格で地元払い下げる。一丸当たり米六斗の作法となったが、これはほぼ山代田方物成(口米を含む)に匹敵する(〇・六石×一五五二〇丸九三〇六石)。定和市は、時価相場(明和頃は一石六斗替、つまり米一石〇六二・五匁)との間に「間欠銀」(あいかけぎん、つまり逆輸)がでて、間欠銀が大きいほど藩の側の損(必要経費)が大きくなり売却益に食い込む。

四三匁から四二匁に変わる)、④定和市(根銀の米仕入価格)二石六斗替(米一石〇三八・四六匁)を二石五斗替(米一石〇四〇匁)に改定、である。  
①は、別の史料から表(2)のごとく変わったことがわかる。現楮をもとに、前山代は八割の被楮(かづきこうぞ、つまり水増し)を入れて一・八倍、奥山代は六割九分五厘の被楮を入れて一・六九五倍の帳面楮とした。両山代合わせて二万六五三三釜の現楮を、四万六五三〇釜(現楮の一・七五倍)の帳面楮に膨らませたのであり、明和六年時点での山代紙の実態を示している。この被楮を設定するという方法は、元禄十年・享保十九年の前例があり、帳面楮がその都度減少している。被楮の解消に向けて、楮苗の植付ほかの投資を必要とした。

山代定和市は、銀一〇〇匁を初期三石替(米一石〇三三・三三匁)↓延宝三年(一六七五)二石六斗替(米一石〇三八・四六匁)↓明和六年(一七六九)二石五斗替(米一石〇四〇匁)と変遷し、明和の定和市は幕末まで変わることはなかった。後述するように、とくに米価の高騰する幕末には、売却益どころか損銀まで生じる事態となった。なお、本所務分以外の増仕入の部分は、時価相場で地元払い下げる。  
図(2)は、明和六年改定モデルである。図(1)の大坂売却値段は、一丸〇〇匁と比較的高かったが、明和六年モデルでは、一丸〇九二匁と推定した。ちなみに、宝暦四年は九〇匁、安永四年・文化十年・文政四年は九二匁である。

図(2) 明和6年(1769)改定モデル 1丸当たり



※山代定和市2.5石替(1石=40匁) ※和市1.6石替(1石=62.5匁)  
※出典：松原家文書「御婚段之儀ニ付覚書」・「明和六丑ノ年御改山代諸御紙仕法書」。

明和六年改定モデルは、帳面楮四万六五三〇釜（一万五五一〇丸）、把銀（本所務分）六五一・四二貫目の一丸当たり換算である。根銀（一丸当たりの本所務分）は四二匁であり、米六斗（定和米二石六斗替で二四匁）の御仕入米と一八匁の御仕入銀からなっている。一丸当たり米六斗は、一万五五一〇丸で九三〇六石となり、山代田方物成額約一万石（口米を含む）に近くなる。つまり地元の米年貢を一旦収納して、紙収納と引き替えに、飯米として地元払い下げているのである。この時の「売り渡し」値段が定和米であり、時価より安い。米六斗の内容は、楮修甫飯米（三月の一番修甫、五月の二番修甫、七月の三番修甫）・暮渡し飯米・紙漉き飯米であり、宝暦十年モデルより強化されている。本所務分の残り一八匁は、もともと畠方・楮方の年貢銀であり、実際に「御仕入」をしているのではない。この部分の銀が動くのは、紙納入の未進があつたときである。つぎに増仕入は一匁で、本所務分の一八匁と合わせて三〇匁の内容は、「楮作仕候者手取」二七匁と「楮方諸出銀」三匁である。「手取」の内容は、「苧楮買得代」一五匁を含んでおり、不足楮を買う代銀であつて、純粹の「手取」ではない。初期は不足楮を他国から買つていたが、中期ころから他宰判の楮を移入した。注意を要するのは、本所務分の「御仕入米」以外の米の払い下げ価格は、時価相場であるということ、明和の時点では一石六斗替（一石〓六二・五匁）である。定和米と時価相場では、一石当たり二二・五匁の間欠銀が生じる。本所務分米六斗に当てはめると、一丸当たり一三・五匁の間欠

銀となり、図（2）の雑費にこれを計上すると、「御売上り銀」（売却益）は二〇・七匁に縮む。定和米と実勢米価の差の問題は、大きな問題となつていくはずである。

明和六年（一七六九）仕法替前後の史料を見ていくと、山代紙以外の諸郡紙を含めた情報を得ることができる。まず宝暦四年（一七五四）「御所帯根積」<sup>8</sup>では、一万九〇〇〇丸の山代紙を含む諸郡半紙を大坂に売却し、丸別九〇匁の引当として正銀一七一〇貫目の代銀としている（黒保は三九〇〇丸、丸別二〇匁で七八貫目）。この他に萩での家来への売紙一一七五丸ほかで一一六貫目余、清末売紙一・一三二貫目がある。大坂運送米約四万石（和米二石五斗替、米一石〓四〇匁）の売却代銀一六〇〇貫目、生蠟二五三八丸の大坂売却代銀八四七貫目と比較してみると、諸郡紙大坂売却代銀一七一〇貫目の大きさがわかる。大坂借銀の内「紙屋中先納銀」（翌年の紙を担保にしての借銀）四四八貫目があることにも注意しておこう。「本銀」（一匁〓八〇文）と「単銀」（藩札）の歩差は一八％である（本銀×一・一八〓単銀）。大坂売却諸郡紙一万九〇〇〇丸のうち、山代紙がどのくらい含まれていたか不明であるが、同史料には両山代（前・奥山代宰判、根山代という）の楮方がつぎのように記載されている。

両山代楮方

一御帳面楮五万釜

此把銀七百貫目

帳面楮五万釜の把銀（わぎん、一釜＝一四匁。この場合は本所務分を指す）は、七〇〇貫目であり、一丸＝三・〇七釜漉きとすれば、一万六二八六丸である。丸別根銀四三匁（一四匁×三・〇七＝四三）にこの一万六二八六丸を乗じて、七〇〇貫目の本所務分が出る。帳面楮の一万六二八六丸が完納されたと仮定すると、その内から「御用紙」（藩主ほかの遺紙・贈答用紙）と萩売紙を差し引いたものが大坂売紙となる。

つぎに明和六年仕法替を経た安永四年（一七七五）「御所帯方一紙大概抜粹」では、前山代の本所務分はつぎのようである。

前山代

一米五千百三拾六石

一本銀百五拾四貫八拾目

此漉立半紙八千五百六拾丸

此内四百九拾式丸、御用紙品々漉立二付減少也

右前山代才判根受楮式万五千六百八拾釜、釜別拾四匁之把銀を三釜壹丸二付丸別本銀四拾式匁之半紙にして右之辻、丸別之御仕入ハ、根銀之内式拾四匁を式石五斗替之米にして六斗并本銀拾八匁也、尤紋相ニ応シ漉崩被仰付候故、現漉立之儀ハ増減有之候、且又前々諸楮名目段々有之候へ共、明和六丑ノ年御改二付、諸楮名目被差止候而、楮見押被仰付、前山代之儀已来此辻を以漉立被仰付候、（中略）現楮□壹万四千式百五拾式釜式把七步有之□割、余者被キニ当り候故、八步増ニして前書之通被

仰付候

この史料は、明和六年仕法替の内容を示し、表（2）・図（2）と矛盾しない。前奥合わせて米九三〇六石、本銀二七九・一八貫目、漉立半紙一万五五一〇丸である。本所務分は、米の定和米二石五斗替で三七二・二四貫目と二七九・一八貫目の合計六五一・四二貫目であり、宝暦までの七〇〇貫目から四八・五八貫目減少している。諸郡請紙合計と大坂売紙は、つぎのようである。

一同式千九拾貫五拾六匁

右諸郡根請紙惣合式万六千九百三十五丸之内、三千二百拾七丸御用紙品々漉立、且半紙上紋漉崩候故、根請紙減少之分近年押を以引之、現半紙式万三千七百十七丸、此内千九八萩積廻被仰付、御用紙并御家来中江御定直段を以売払被仰付、代銀格別二請備相成候故引残、式万七百拾八丸大坂にて御売直段丸別凡九十式匁宛之引当ニして受之

諸郡請紙の合計は二万六九三五丸（内根山代一万五五一〇丸）、内御用紙三二一七丸（内山代四九二丸）、内萩積廻し一〇〇〇丸（御用紙と家中売紙）、残りの二万〇七一八丸が大坂売紙である。大坂での半紙売却値段は、一丸＝九二匁、二〇九〇・〇五六貫目である。なお本銀と単銀の歩差しは、一八%から五・三%へと改善されている。諸郡公納紙の「御仕入米銀并雑用共ニ」は、米一万九二〇五石余・銀八四六貫目余である。諸郡根請紙二万六九三五丸にこれだけの米銀が投資されたことになる。この中には、根山代本所務分六五

一・四二貫目が含まれているが、これは投資ではなく年貢なのであって、山代以外の諸郡紙と決定的に違う点である。

明和六年仕法替の翌年から、山代には「楮苗代并植付人力飯米」が支給されることになった。これは被楮の解消に向かつての投資であり、二〇年間毎年前山代七五〇釜・奥山代五〇〇釜分が計上され、根山代計米三〇〇石・単銀三九・〇六二五貫目（安永二年に二割引となっていた）が投資（必要経費として計上）される。また安永三年から、山代には折下米（おりさげまい）が開始された。これは田方の石盛が高いために、物成米八〇〇石（四ツ物成の石高にして二〇〇〇石）を、検見受け田方を中心に減免したものである。さらに「歩通り」といつて、つぎのような仕法が仕法替以降採用された。

歩通七歩八朱と言ハ、年々之現楮善悪之差別諸村之評判聞繕之上、打廻り中・大庄屋・御恵米方・算用師銘々歩通思入之処入札相認、印封ニして差出シ候上、於御代官所全儀之上、山代中之楮高四万六千五百三拾釜之内、何歩何朱と成共漉立之員数相定り候、則是を歩通と言也、相定候員数を印封ニして、村々江沙汰相成候、前段歩通七歩八朱を百姓人別江当り御帳面辻受釜数江懸ケ候へハ、一ツ書之員数壹釜三把壹歩、其年之歩通現梃漉立上納辻二当ル

すなわち歩通りとは、楮方の検見であり、現楮の出来を勘案して上納紙額をきめることをいう。「楮苗代并植付人力飯米」・折下米・歩通りは、衰退傾向のはっきりした近世後期山代請紙制を象徴する

措置である。

なお、被楮の部分を増漉きさせるために、投資（増仕入）・必要経費がかかる。必要経費は、楮苗植付・買楮・飯米・運賃等である。百姓の再生産（この部分が不足している）を保証しなければならぬが、「御紙漉潰」の危殆に瀕している。楮不熟・災害などのリスクで、容易に門目を潰す百姓が出る。楮株はおよそ一〇数年で絶えるので、楮苗植付は生産上必須である。

## 二 文化・文政期の山代請紙制

本章では、文化・文政期の山代請紙制の様相を見ていく。とりわけ何が山代請紙制の衰退を招いたか、すなわち請紙制の矛盾・実態を明らかにする。

文化元年（一七〇四）、山代紙の衰退をうけて萩から役人が派遣され、見分が行われた。この見分のうち、山代大庄屋讀井仙左衛門が代官所に提出した願書がある<sup>10</sup>。この内容を示したものが、表（3）である。

一番で問題にしているのは、田方の石盛が高すぎるので、肥料代の名目で田方の石下げをしてほしいというものである。つぎのようにいう。

山代之義ハ抽諸郡候山奥難洪御才判ニて、田方之義も御見分被遊候通之壁（僻）地、高山・浴深等ニて山田岸高、纒之畝数ニても町数多ク岸根・畔根等、楮影（陰）・山影彼是ニて実乗り不宜、

表(3) 大庄屋譜井仙左衛門願書(文化1年11月)

番号	項目	米(石)	銀(貫目)	備考
1	肥代米	1480.5117		肥代米之御見渡を以。是迄被立下候定折下米800石之義ハ、年来之御検見所へ対し被立下義ニ付、行懸之通。
2	銀銀免除		46.77490	25ヶ村 畠高15110.654石の内平地(1511石)・受荒(4244.608石)を除く9354.981石の石貫銀半方を往20ヶ年差除。
3	楮増修補新土持合・芝刈込飯米(増修甫米)	465.3000		御仕入米之内を以楮修甫飯米トして釜別2升宛被立下候へ共、増修甫米を帳面楮46530釜へ釜別1升。
4	歩通り8歩方漉立積にして37224釜へ当る御仕入釜別3匁拌にして(御仕入増)		111.67200	山代楮方御仕入銀釜別10匁之内、1匁懸り銀受。残9匁。并米方ハ楮修補米2升切蒸混納干立等へ4升共ニ、以上6升宛被立下候へ共、已前と違ひ諸色高直。これの御仕入増を願う。釜別13匁(内1匁懸り銀受)の残り12匁宛被立下候様奉願候事
5	畠方之内受荒4244.608石之石貫銀(往20ヶ年)		42.44608	過子ノ年御歎申出受荒畠高3000石へ当ル石貫銀30貫目御宥免の内へ先年より15貫目定宥免銀の分をも年限の様に被仰付、去去年(享和3)迄の分直様往20年の間被立下候様=30貫目。12.44608貫目は1244.608石へ石貫銀御願増の分往20ヶ年。
6	楮苗50万本植付之畑開飯米并修甫飯米共ニ	100.0000		
7	50万本楮苗代		12.50000	1本2文5歩を100文替の銀にして。歩通の内不足楮凡5000釜の積ニして1釜1000本宛500万本を1年500釜分ニて50万本。尤寛政9巳一末去年(文化8)15ヶ年の間年々諸村へ80万本余宛植付被仰付分ハ楮衰償トして植え付け仕分であり、歩通不足楮植戻迄には行届かないため。
8	享和2・3年御帯方へ対し米1000石被立下の利米并現軒へ軒別1斗5升の楮煮釜・薪・諸道具損仕替代	168.6000		過西・戌(享和2・3)年御帯方へ被為対御米1000石被立遣、右之利米100石あて年々被差下候分立用并御帯漉屋寛政3支年御改1474軒の内350軒追々内潰相成、当時現軒1124軒。軒別0.15石を楮煮蒸薪科并諸道具損仕替代券へ対し1ヶ年分68.6石。0.15×1124=168.6
9	極難儀者当年払切	750.0000	35.00000	修甫米銀諸村借受高米2507.675石銀135.396貫目の内米1757.675石・銀100.396貫目の義ハ行成り、又ハ利下・利無・年経振替等ニて追々調方仕せ申分引残一ツ書之辻。
以上		2964.4117	248.39298	
内				
享和2・3年御帯方へ対し米1000石の利米		100.0000		
残り		2864.4117	248.39298	
内				
当年計被立下分		750.0000	35.00000	
10ヶ年の間被立下分		100.0000	12.50000	
20ヶ年の間被立下分			89.22098	
往々被立下分		2014.4117	111.67200	
合(計算値)		2864.4117	248.39298	

出典：譜井家文書「山代諸村御仕與願扣」(文化1年11月)。

其上何れも畝詰之御田地ニ御座候へハ、余郡よりハ余程石安ニ而も可有御座候処、還而余分之高石ニて、年来何共得凌不申、云々

山代は山奥の地で、高山が連なり谷筋に零細で日当たりのよくない田圃が展開している。それなのに他郡よりはるかに高石・「畝詰」(検地が厳しくて石盛が高く、「延畝」がない)で、年来の困窮を招いている。近郡の田方反当斗代は、「奥阿武郡ハ壺石三斗余、徳地ハ壺石八斗余、都濃郡・熊毛ハ壺石七斗余」と聞いているが、根山代分田数八〇五町二反二畝二歩・高一万九四〇五石五斗九升一合(反当二石二斗八升二合)から石安所と定折下米八〇〇石(石高にして二〇〇〇石)の石高を引いた残高一万六二三三石余では、反当二石一斗五升二合にもなるという。事実文化元年から三七年後の天保十二年(一八四一)の史料<sup>[1]</sup>によれば、山代宰判田方反当斗代は二石二升一合九勺六才で一七宰判中一位、二位の徳地宰判は一石八斗七升二合七勺九才、一六位の奥阿武郡宰判は一石三斗七升三合六勺五才である。天保十一年に山代の石下げが行われたので、山代の反当斗代が少し下がっているが、それでも一七宰判中一位の高石である。他郡の斗代についても、正確に認識している。ちなみに、田方石高の占める率は、浜崎宰判を除くと山代が最下位である。

山奥・僻地の瘦せた田方の石盛が、なぜかくも高いのであ

ろうか。答は、紙を出来るだけ多く取り上げるためである。山代本所務分（年貢）は、田方の物成米（口米共）を一旦収納した上で定和市（後期は一石〓四〇匁）で地元払い下げた代銀、畠銀（石別一〇匁）、楮銀（石別一〇匁）の積算である。これを把銀一釜〓一四匁（または根銀一丸〓四二匁）の紙で上納せよというのが山代請紙制である。山代本所務分は、中期七〇〇貫目、明和六年以降六五・四二貫目である。積算の本所務分を高くするために、田方の石盛が検地でわざと高くしてある。だから「年来何共得凌不申」ということになる。そこで「根山代肥代を秤壺斗七升」、一四八〇石余ほど認めてほしいという。こうすれば反当斗代が、一石七斗二升八合（天保十二年の基準で第六位）ほどになる。なお、安永三年に認められた折下米八〇〇石は、「年来之御検見所へ対し被立下義二付」これまで通りにしてほしいという。

二番で問題にしているのは、畠銀軽減であり、つぎのようという。山代之義ハ、御見分被遊候通之嶮岨之山畠故、作物植付候而も楮之端々江作仕候義二付実乗不申、楮作之外ハ作物不相成畠も余分有之、不心得之於御百姓中ニハ、楮方をも被召上候段ハ二重之御所務上納仕候様ニも存入申義御座候、山畠作物植付候而も人家よりハ懸離レ、山坂を越肥等之持連ひ難相成、作物取実等も無御座候得ハ、石貫銀・御馳走米其外仕出来銀御上納之手段無御座、楮方之御仕入を以畠方之御所務御上納仕外無御座、年来難義仕義ニ御座候間、一ツ書之辻式拾ヶ年御宥免被仰付、

云々

山代の畠は嶮岨の山畠であり、楮が植え付けてあるため他の畠作物が実らない。畠からは畠銀と楮銀を取られるので、「二重之御所務上納仕候」ことになっているという。このことは寛保三年（一七四三）にも問題となり、楮石一万五五〇〇石が「宥免」となったが、帳面楮は維持されたので、懸かり物（付加税）が軽減されただけに終わっていた。そこで「平地」と「受荒」を除く畠方高九三五四石の石貫銀（石高一石に一〇匁）の半分を二〇カ年免除してほしいという。山代では田だけでなく、畠もまた厳しい条件下にあった。三番目に問題としているのは、楮増修甫飯米である。つぎのよう

一米四百六拾五石三斗

但、楮増修甫・新土持合・柴刈込飯米として、御帳面楮四万六千五百三拾釜、釜別壺升宛ニして右之辻、当年より往々被立下候様奉願候事

右御紙御仕入米之内を以、楮修甫飯米トして釜別式升あて被立下候へ共、楮畑之義ハ、中打・草取・柴刈込余分仕、新土等をも入修甫念を入不申候而ハ楮菜へ不申候得共、肝要楮修甫之時節、非力之御百姓給物無御座、取草・蕨・葛根を堀、日用過二付居修甫後レ申義御座候間、増修甫米被立下候ハ、且々修甫行届候様出情可仕、云々

ここで言っていることは、楮修甫飯米（一番・二番・三番修甫の

ための飯米、図2参照)を釜別二升(丸別六升)の仕入米(本所務分の「御買せ米」として払い下げてもらっているが、楮畠は、中打・草取・柴刈込み、さらには新土入れをしなくてはならず、そのための飯米が必要である。ところがその肝心の修甫の時期に「給物」(たべもの)がなく、「取草・蕨・葛根」を取って食料としたり、日雇いに忙しい。楮修甫のために、これだけの増飯米を戴きたいというのである。また、この箇所注目すべき付札がある。

半紙壺丸漉御仕入差引

一 苧楮式拾四貫目

一米壺石式斗式升三合

引当わし壺石六斗替二して

此代銀七拾六匁四分三厘

一銀五匁

以上八拾壺匁四分三厘 鹿野

内

苧楮拾八貫め 山代

銀六拾七匁五分

但、米六斗を引当わし壺石六斗替二して、此代銀三拾七匁五

分并銀三拾目共二右之辻、山代方御仕入引之

残銀拾三匁九分三厘

苧楮六貫め

右之辻鹿野方御仕入宜

半紙一丸を漉くのに「御仕入」がどのくらいかかるかを、鹿野と山代を比較したものである。山代では、「苧楮拾八貫め」で一丸の半紙を漉かなくてはならない。それが鹿野では「式拾四貫目」、徳地では「式拾五貫目」で漉いているというのである。木楮一釜 $\parallel$ 三六貫目を蒸して皮を剥くと、皮楮(苧楮)六貫目を得る。一丸漉くのに苧楮一八貫目(六貫目 $\times$ 三 $\parallel$ 一八貫目)が必要である。山代紙漉きの作法である「苧楮拾八貫め」とは、このことをいう。それが鹿野では二四貫目、徳地では二五貫目入れて一丸を漉いている。少ない苧楮で一丸の紙を漉かなければならないので、勢い薄紙になって市場の評判が悪く紙価が安くなる。そこで明和六年仕法替の一丸 $\parallel$ 三釜漉きを、三釜五把漉きに緩めてほしいと願っている。他郡に比して山代紙漉き作法は、それだけ厳しいのである。なお、後続の付札では、帳面楮四万六五三〇釜(一万五五一〇丸)の歩通り八割として一万二四〇八丸を一丸 $\parallel$ 三釜五把漉きにすると、一七七三九分の買楮代、丸別七三・五匁が懸かるといふ。「以前と八万端諸造佐入も違候、楮出来立ハ次第二相劣、今程にてハ三釜にて壺丸之御昏漉出難相成、御紙漉潰ニ相成難洪仕候」と、歎いている。驚くべき衰勢である。

四番目の問題は、歩通りである。つぎのようにいふ。

一銀百拾壺貫六百七拾式匁

但、御帳面楮四万六千五百三拾釜之内、凡八歩方漉立積二して

三万七千式百式拾四釜へ当ル御仕入、釜別三匁増二して右之

辻、当年より往々被立下候様奉願候事

歩通りとは楮方検見に当たるもので、当年の楮の出来を見て請紙額を決める。この頃の歩通りは八割、則ち帳面楮の八割の出来である。その額三万七二二四釜に釜別三匁増を願っている。これは、近年諸色高値で「切蒸・混納・干立」の費用がかかる為である。

五番目は、畠方「受荒」四二四石余の石貫銀（石高一石に一〇匁の畠銀）を二〇年間免除してほしいという願いである。

六番目は、楮苗五〇万本植付のための畠開き飯米と修甫飯米の要求である。七番目は、楮苗五〇万本の苗代である。寛政九年（一七九七）から一五年間年々八〇万本植付の計画であるが、それは楮衰を止める為であつて、歩通り不足楮の植戻しには足りないという。

八番目は、紙漉屋減少をうけて、それを食い止めるために「楮煮窯・薪料并ニ諸道具損仕替代」の下付を願っている。寛政三年に一四七四軒あつた紙漉屋が、「三百五拾軒追々内潰相成」、「現軒千百式拾四軒」という。わずか一三年で三五〇軒潰れたことになる。

九番目は、藩から難渋者が借り受けている修甫米銀のうち、「利下・利無・年経振替等」でどうにかなるものを除いてこれだけを「当年払切にして被立下候様」、すなわち帳消しにしてほしいというのである。

以上のこと以外にも、山代には麦田（乾田、二毛作田）が少ない（湿田が多い）ために麦が作れず、「百姓中給もの乏敷」こと、倒れ百姓が多く「新百姓」を取り立てる必要のあることなどが問題とし

てあつた。

山代の歴史も振り返られている。「享保年中虫枯大變之節、人数茂余分減少仕追年楮相衰、御紙段差問之もの多ク、御米昏共ニ難渋仕両苦ニ迫り、云々」、「明和年中困行詰、御仕組被仰付」たが、「格別根ニ入候御仕与筋等茂無御座」、「天明年中より次第楮減少仕、其上田畠共ニ不作打続」、「無扨飢人離散躰之ものも数多出来仕候」という。

右の大庄屋の歎願をうけて、山代下代（山代代官の下僚）と思われる野坂兵助は、山代諸村困窮の根元として、①田方は所柄不相応の高石であること、②畠方は嶮岨の山畠がちであるのに、畠銀も相應に召し上げられていること、③その畠をもことごとく楮を作り、楮にも税が二重にかかること、④土地柄が寒所のため冬に畠作が困難で、「大概夏分一作之外不得仕」、端々に植えた作物も楮陰・山陰で実らず、「過半給もの無之、自道飢人同様之もの多ク」という状態であること、⑤芋楮一八貫目、一丸<sub>三</sub>釜漉きは無理であること、などを挙げている。

右の大庄屋願書は、文化元年十一月に大庄屋↓下代↓山代代官↓郡奉行と上申され、翌二年十一月にも庄屋中連署の願書が大庄屋に提出された。これらの願いの内、改善されたものは、文化三年からの増修甫米丸別三升と歩通り釜別米丸別一升五合のみであつた。<sup>13)</sup>

つぎに文政四年（一八二二）「御根積帳」をみてみよう。この史料は、天明四年（一七八四）の本勘（一般会計）予算の江戸方・地方（国

表(4) 文政4年根山代分公納紙御仕入其外諸雜用并御入目米銀

項目	米(石)	本銀(貫目)	単銀(貫目)	澆立半紙	備考
御帳面楮(本所務分) 651.42貫目。	9306.000	279.180		15510	右御帳面楮明和六年御改之節現楮江当り前山代八割被、奥山代六割九歩五朱之被ニして両山代合46530釜、釜別14匁之把銀を3釜壹丸澆ニして、丸別本銀42匁宛之半紙ニして右之辻、丸別御仕入ハ根銀之内24匁を2石5斗替ニして米6斗并本銀18匁宛也、此内1097丸御用紙品々澆立ニ付減少之、寺社除楮ほか63釜澆出し被差免。(米9306石×40匁÷1000=372.24貫目と、本銀279.18貫目とで、651.42貫目。これは本所務相当で、15510丸×42匁÷1000=651.42貫目が一致する)。
根之増御仕入辻		186.120			御本紙へ対し丸別本銀12匁。
増御仕入	465.300				御本紙へ対し丸別3升宛。
同断丸別米1升5合・銀3匁宛	232.650		46.530		現楮江対し被立下候(御本紙=現楮で、歩通りなしの計算)。
御紙澆立紋相ニ応増銀			44.403		以上4廉文化3年より増御仕入辻。(米697.95石・本銀186.12貫目・単銀90.933貫目。1石=50匁、本・単を単純足し算にして、311.95貫目。)
黒保上納分		45.367			黒保3489.5丸。本紙1丸に9東上納、丸別13匁。
萩廻御用紙・大坂御売紙共運賃			9.892		萩廻り御用紙417丸。御運送料12156匁。(12156匁=3646釜)
川舟運賃黒保			0.872		黒保之内3489.5丸南桑出。
黒保海上運賃			1.884		
御用紙の内黄厚紙・半紙皮代		2.964			
楮苗植付飯米	250.000				文化10年より10カ年。
御用紙入箱調入目	0.624		0.308		(以上7廉米250.624石・本銀48.331・単銀12.956を上記同計算にして、73.818貫目。)
根山代合計	10254.574	513.631	103.890	15510	右山代御本紙黒保御仕入并諸雜用共ニ右之辻(計算値は、1037.188貫目。1丸=66.9匁で仕入米逆さやハ1丸当たり6匁)。
同記載値	10254.574	617.521			本銀と単銀は、単純足し算(札銀の歩差を無視)。
2石替にして銀単		1130.250			1丸=72.9匁。大坂売1丸=91.8匁は、72.9匁×1.259に当たる。

※出典：毛利家文庫政理113「御根積帳」(文政4年)。

(元)引き分けをうけて、若干の修正を加えたもので、天保財政改革時にもそのまま用いられることになる予算大綱である。「根積」という表現が、なかば恒久的に用いられる予算であることを示している。

江戸方は正租収入をそのまま全額予算とし二二九五貫目余(全体の約六割)、地方は「小物成」(雑税)収入を予算とし一四九四貫目余(全体の約四割)である。諸郡公納紙の内、根山代分を表(4)に示した。

一行目が重要で、根山代の本所務分が記載されている。米仕入九三〇六石(山代田方物成・口米共約一萬石に近く、定和市二石五斗替で三七二・二四貫目)と畠銀・楮銀二七九貫目余の合計六五一・四二貫目である。帳面楮四万六五三〇釜 $\parallel$ 一萬五五一〇丸に根銀一丸 $\parallel$ 四二匁を乗じて、この合計銀額に一致する。備考欄の記述は、表(2)・図(2)に一致し、明和六年仕法である。丸別六斗の米仕入に一萬五五一〇丸を乗ずると、九三〇六石になる。

二行目の丸別本銀二二匁は、明和六年仕法の増仕入である。三・四・五行目は、文化三年からの増仕入米銀である。

六行目は黒保への仕入銀で、山代では請紙一丸に九東(四〇束 $\parallel$ 黒保一丸)の上納、仕入は丸別一三匁、三四八九・五丸である。黒保一丸 $\parallel$ 二七・三五匁で売れたので、差額の丸別一四・三五匁が売却益となる。七 $\sim$ 九行目は必要経費の運賃、一〇行目は御用紙を澆くための経費、一行目は文化十年から毎年一〇年間投資される楮苗植付飯米、最後の行は御用紙を入れる箱代である。この他に、米価二石替と定和市二石五斗替の間欠銀石別一〇匁があり、丸別にして六匁が必要経費となる。本銀(八〇錢)と単銀(札銀)は、歩差しを無視して単純足し算となっている。

表(5) 諸郡公納紙御仕入其外諸雑用共御入目米銀一件小割并御売上銀御手当差引帳(文政4年改)

項目	米(石)	本銀(貫目)	漉立半紙(丸)	備考
当嶋	683.40000	12.361339	804	右当嶋宰判御本紙黒保御仕入并諸雑用共ニ右之注。
奥阿武郡	1395.12000	52.224464	1978	増漉立半紙521丸。
前大津	85.92500	8.511210	200	
吉田	60.30000	8.679974	201	
徳地	5341.87332	75.248276	5196	増漉立半紙400丸。丸別根銀40匁を2.5石替の米にして、丸別本銀8匁は未年御紙仕組改之節増御仕入(此内35丸手紙20丸漉立ニ付減少)。
都濃郡	652.11332	11.179031	722	増漉立半紙157丸。
熊毛	1095.33333	10.809526	1095	
山口	108.00000	0.216000	90	
山代	10254.57423	617.521496	15510	(この内御用紙1097丸があるので減少、残り14413丸カ)。
鹿野・大瀬村	1039.91500	56.594322	1605	増漉立半紙1000丸。
脇宰判之苅楮御買上		3.079723		単銀と正銀は単純足し算。
惣合	20716.55420	856.425361	27403	右御仕入米銀御渡苅楮代運賃御用紙買皮代其外諸雑用山代諸郡格仕組引当等御紙方一件御入目相縮右之注。黒保5230丸。
同銀単(計算値)		1892.253071		2石替にして(1丸=69匁に当たる)
内				
根山代(1丸=72.87匁)	10254.57423	617.521496	15510	
他郡(1丸=64.07匁)	10461.97997	238.903865	11893	
大坂御売昏高1ヶ年分近年押				
御用紙・萩売紙ほか			21760	外に黒保3664丸。
			5642	外に黒保1566丸。
大坂御売払半紙21760丸代銀				
		1998.472652		1丸=91.84匁。
黒保3664丸江当ル代銀		100.206625		1丸=27.35匁。
御用紙・萩売紙ほか黒保共代銀		90.798424		(5643丸、1丸=16匁)
三廉合		2189.477701		
内				
御紙御仕入米銀2石替之銀単ニして右之辻引之		1892.252000		銀100匁=米2石和市にして(計算正確)。(1丸=69匁)。
残(半紙・黒保御売上り銀ニ当ル)		297.218000		(1丸=10.8匁)。(×1.157)

出典：毛利家文庫政理113「御根積帳」(文政4)。

※山代は根銀42匁、定和市1石=40匁。他郡は根銀40匁、定和市1石=40匁。

表(5)は、山代を含む諸郡紙の御仕入米銀総括表である。定和市は山代と同様諸郡も二石五斗替(米一石四〇匁)であり、根銀は山代一丸四二匁のところ他郡は四〇匁である。漉立半紙は、合計で二万七四〇三丸、内山代は一万五五二〇丸(五六・六%)で、歩通りなしで完納されることが想定されている。根山代の御仕入銀は一丸七二・八七匁、他郡は一丸六四・〇七匁となる。二万七四〇三丸の内二万七六〇丸(七九・四%)が大坂で売却され、その他は御用紙・萩売紙となる。大坂売却半紙二万七六〇丸代銀は二〇〇〇貫目弱となり、一丸九一・八四匁、約九二匁で売れる。黒保売却代銀と御用紙・萩売紙を加えた総売上代銀は二一八九貫目余となり、御仕入米銀一八九二貫目を差し引くと、二九七・二一八貫目の「御売上り銀」(売却益)となる。

山代のみは、六五二・二四貫目が「御仕入」(投資)されたのではなく本所務(年貢)そのものなので、藩の収入となる。山代本所務分は、前述したように正租を収入源とする江戸方予算二二九四貫目の一部(二八%余)を構成したはずである。山代の根銀は年貢、他郡の根銀は投資であるという決定的な違いがあるので、注意が必要である。一方の「御売上り銀」(売却益)は、小物成(雑税)を収入源とする国元予算一四九四貫目余の一部(一七・五%)を構成している。小物成の構成は、付加税(口米・延米・種子利米・作飯米利)四五%、酒場和市違銀(酒税)二二・四%、「御紙売上り銀」一七・三%などとなっており、紙売却益は依然として重要な位置を

占めているが、大きな減少を経たものと考えられる。売却益が落ち込んだ原因は、定和市との間欠銀、楮作の低迷による増仕入の増加、紙価の停滞などが考えられる。前二者は、売却益に食い込む必要経費の増加である。後者は、「生蠟御徳用銀」が文政期の蠟価格暴落によって三〇貫目（小物成全体の一・七％）に落ち込んだのに比して、まだ持ちこたえているほうである。山代紙については、請紙が完済されることを前提としているが、文化期にはすでに歩通り八割に落ち込んでおり、文政期の歩通りを導入すれば、現実には紙漉き量の減少によって「御紙売上り銀」はもつと縮むはずである。

### 三 天保期以降の山代請紙制—請紙制の崩壊

文化期には歩通り八割になって、根山代の紙漉き量が減少していたことは前述した。天保期以降の根山代紙漉き量は、どのようになつていったであろうか。これを窺うに好個の史料がある<sup>15)</sup>。

申上候事

一 銀三貫貳百九拾七匁六分

但、根山代にて漉立之半紙・御用紙共九千百六拾丸、南桑より岩国今津迄川船運賃銀、丸別三分六厘宛弘方被仰付分右之辻

一同貳百七拾八匁六分

但、同断御紙下見取造用銀、御紙丸高九千貳百八拾六丸七歩八朱七味四扨江当り、丸別三厘宛ニして被立下分右之辻

一同八拾六匁八分三厘

但、山代御紙仕法改相成、於今津俵印被仰付候大坂御運送之御紙丸高八千六百八拾三丸、々別壺文宛ニして八貫六百八拾三文、地下相場百文替ニして右之辻

右山代御宰判天保五年分漉立之御紙川下シ被仰付候川船御運賃銀、御紙下見取造用銀、大坂御運送之御昏於今津俵印被仰付候賃銀共ニ、懸り銀之内を以被立下分前書之通御座候間、此辻を以御勘定御引合相成候様、云々

南桑は、根山代の各村で下見取ののち上納紙がここに集められて清見取を受ける場所（南桑見取所・勘場）であり、上納紙は南桑から川船で岩国今津へ、そして海路大坂へ（一部は萩へ）と運送された。この史料が重要なのは、根山代の上納紙の当該年度の全部がここに現れている蓋然性が高いということである。根山代の各村で下見取をした上納紙九二八六丸の内、勘場・諸村で用紙として留保されたと見られる一部を除いて、九一六〇丸が南桑から岩国今津まで川船で運ばれたこと、内八六八三丸は今津から大坂へ運送されたことがわかる。南桑へ今津の川船運賃丸別三分六厘、上納紙下見取費用丸別三厘、今津での俵印代丸別一文は、山代懸かり銀（郡費）から支払われた。なお、同年同月の史料によれば、南桑へ今津を運ばれた紙の内「御用紙四百拾五丸」は、萩まで海路運送され、丸別一匁一分四毛五朱の公銀が支払われたが、寛政四年から五割増となり、丸別五分八厘七毛五朱の五割増運賃は、山代懸かり銀の内から支払

表(6) 天保～慶応期根山代漉立半紙・御用紙の変遷

漉立年度	同西暦	南委～ 今津運 送丸高	内大坂 運送丸 高	内萩運 送丸高	下見取 丸高	御届歩通り・備考
天保5年分	1834	9160	8683	415	9286	
天保6年分	1835	9620	9093		9792	
天保7年分	1836	9028	8583	445	9227	
天保8年分	1837	6092	5595	477	6337	
天保9年分	1838	6715	6222	473	6869	
天保10年分	1839	6584	5985	579	6649	
天保11年分	1840	7543	6930	593	7583	58%=8995.8
天保12年分	1841	8650	8374	256	8656	62.5%=9693.75
天保13年分	1842	8003	7441	542	8065	
天保14年分奥	1843	5538	5175	343	5588	
天保14年分前		3187	3092	95	3173	計8761丸
弘化1年分奥	1844	4851	4515	316	4911	
弘化1年分前		2864	2704	160	2850	計7761丸
弘化2年分奥	1845	4534	4234	280	4574	
弘化2年分前		2656	2506	150	2644	計7218丸
弘化3年分奥	1846	4662	4265	375	4711	
弘化3年分前		2392	2203	189	2383	計7094丸
弘化4年分奥	1847	4008	3675	313	4044	
弘化4年分前						
嘉永1年分奥	1848	4222	3878	322	4246	
嘉永1年分前						
嘉永2年分奥	1849	4808	4176	462	4878	
嘉永2年分前		3109	2938	182	3108	計7986丸
嘉永3年分	1850	6058	5576		6119	
安政1年分	1854					65%=10081.5
安政2年分	1855					65%=10081.5
安政3年分	1856					68%=10546.8
安政4年分	1857					70%=10857
安政5年分	1858					71%=11012.1
安政6年分	1859					60%=9306
万延1年分	1860					60%=9306
文久1年分	1861	8934	5460	554	8997	65%=10081.5
文久2年分	1862	7945	4327	1298	8138	小郡積戻し390丸
文久3年分	1863	8463	4868	1275	8571	
元治1年分	1864	7163		609	7199	赤間関1000丸
慶応1年分	1865	8382		1793	8429	
慶応2年分	1866	4454		703	7071	
慶応3年分	1867	8795		376	8801	小郡積戻し340丸

出典：山口県文書館旧藩別置記録「山代宰判本控」。  
 出典：御届歩通りは、「製紙録」式ノ上。  
 参考：明治2年山代8767軒。明治4山代人員35000人。

われた。

同史料から天保～慶応期の数値を掲げると表(6)のようになる。また、「製紙録」式ノ上から得られる「御届歩通り」(帳面楮の内当年の請紙率)を併せて示した。天保八～十年分の六〇〇〇丸台を底にして、九〇〇〇丸台まで落ち込んでいることがわかる。帳面楮が一五五二〇丸であるから、天保期以降は四〇〇～六三〇の紙漉き量である。「御届歩通り」から約一〇〇〇丸を引くと下見取丸高になる。やはり下見取高が、現実の上納紙に近いであろう。文久二年分に小郡積戻し三九〇丸があるのは、文久三年山口移鎮によって、萩から

山口に紙を積戻したためである。元治元年分から大坂運送紙がなくなるのは、蛤御門の変によって大坂蔵屋敷が没収されたためである。天保十一年の「楮御仕成米銀立」は、表(7)のとおりである。歩通りは五八%、八九九五・八九九である。米方請の一～四行は明和仕法であり、一～三行が本所務分である。五・六行は文化三年増仕入であり、七行目は天保十一年仕法である。歩通りの低下によって仕入米・仕入銀も減少している。

天保十四年四月「山代・奥阿武郡裁判田畠石下石除一件」<sup>17)</sup>によれば、「安永・文化年新古折下米千三拾石余」とあるように、安永の八〇〇石に文化の折下米を加えて一〇三〇石の折下米となったことが分かる。これに「過ル子年増折下ケ米式千百六拾式石余」とあるように、天保十一子の増折下米が加わって、計三一九〇石余の折下米(石高にして七九七五石)となり、天保飢饉の影響で田方検見請の増加による折下米の追加のあったことが窺える。天保十一年の仕法替では、明和仕法の被楮対策の八〇万本に加えて、五〇万本の楮苗植付、さらに不足楮(「無主断絶同然下分人別不足楮」一萬三〇〇〇釜へ増修甫米二六〇石を入れ、新百姓取立も目論んだ。弘化四年(一八四七)仕組では、「救楮苗」二〇万本を追加した。

弘化三年改正では、帳面楮を四万四三六九釜とし、

表(7) 根山代楮御仕成米銀立

項目	米(石)	銀(貫目)	備考
釜別2升米(楮修甫米)	930.6000		御帳面楮46530釜。1番修甫釜別8合3月渡、2番修甫6合5月渡、3番修甫6合7月渡。
釜別4升米(楮切蒸飯米)	1079.4960		根釜江当り歩通58%上納之釜江楮切蒸飯米。
丸別4斗2升(澁飯米)	3778.2360		歩通58%26987.4釜を大丸にして8995.8丸澁飯米
明和被楮植籬御救楮苗80万本植付雑用米	166.0000		右4廉明和御仕法を以被立下分。
釜別1升米	465.3000		御帳面楮46530釜へ釜別1升米。
釜別5合米	134.9370		歩通58%釜別江当ル。右2廉文化3寅年以來、楮修甫・切蒸飯米を増被立下候分。
不足楮13000釜10年間作戻し江対し釜別2升	260.0000		天保11年より被立下、御仕組入の者根釜江当り、増修甫米として。
合御仕入米	6814.5690		
内(米方払)			
歩通58%26987.4釜江釜別2升宛3度の修甫米地下渡之分	539.7480		尤受ニ有之930.6石の内390.852石は大庄屋一紙受備。
釜別4升米(楮切蒸飯米)	1079.4960		
澁飯米大丸98995.8丸の内丁半紙338.26丸江丸別4升8合宛引米64.2368石引残し地下渡	3713.9992		丁半紙丸別4升8合引之分64.2368石は、大庄屋一紙請。
御救苗80万本と当御仕組50万本、以上130万本江当ル畑開飯米1000本ニ1斗并修甫米2升当年のみ。	156.0000		残10石は年々大庄屋一紙請。
不足楮作戻し御仕組不入者持分差引残36583釜余へ釜別6合5勺宛地下渡	237.7936		残22.2064石は大庄屋一紙請。
釜別1升米	465.3000		
歩通釜別5合米	134.9370		
以上(人別江渡方之分)	6327.2738		
残大庄屋一紙請	487.2952		
銀子方			
歩通58%釜数26987.4釜江釜別10匁地下渡		269.874	
根釜江当り釜別1匁宛懸り銀受之分		46.530	
御救苗130万本代(1000本ニ付15匁宛)		19.500	内12貫目は御預銀利銀之分。7.5貫目は当御仕組ニ付天保11年より新規被立下分。
以上御仕入銀之分		335.904	
内			
年々歩通へ当り1匁宛、川船運賃銀・紙澁通具買足引当として懸かり銀受之分		46.530	
外ニ根釜46530釜江当り釜別2分宛定法貫立懸かり銀受之分		9.306	

出典：「製紙録」式ノ上の「楮御仕成米銀立」(天保11年)。

売買(農民層分解)による請紙の田島との乖離を防ごうとしている。

つぎに万延元年(二八六〇)九月の「損徳差引書」を見てみよう。表(8)がそれである。これは、安政五年の大坂売り米坪値段米一石一十二・六四六匁を基準にして、紙の大坂売却代銀と御仕入米銀を比較し、損益計算をしたものである。つぎのよう

太概宝暦年以前之和市銀百目二付式石五斗替之御定ニ而、今以米渡被仰付、宝暦以後追々増御仕入銀をも被立下、根増相縮候而者、当時高直之米価ニ而、右御売紙直段江立競候而ハ、別紙之通余分之御損失ニ相当候

定和市が二石五斗替(米一石一四〇匁)のままであること、これと大坂売却米値段一二二匁余との間の間欠銀(逆鞘)が大きく、かつ米値段の高騰に比しての紙値段の低迷が問題であることが分かる。

根山代の半紙が八九六一丸余、諸郡全体で一万七四〇五丸である。

内一万三二九六釜を五年間休釜とした(根釜は三万一〇二四釜)。これは事実上約一万丸の請紙にしたことを意味する。嘉永七年(安政元年一八五四)、明和の帳面楮(四万六五三〇釜一萬五五〇丸)に戻したが、名目のみの復旧であったと思われる。このとき

このころの根山代歩通りは六〇%(九三〇六丸)であるから、首肯できる数値である。根山代の御仕入米銀は、一一九八貫目余(このうち本所務分は六五一貫目余、歩通り六〇%とすれば三九〇貫目余となる)であり、山代紙の大坂値段が一丸一〇八匁余と安く、二

四五貫目余の損銀が出ている。諸郡全体では、吉田を除いて損銀が出ており、一丸当たり三〇匁の損銀となる。損銀の出る原因は、米仕入における定和市と実勢米価との間の間欠銀、それに米価の高騰に比しての紙価の低迷である。とくに領内第二の紙所徳地の紙の大坂売却値段一丸一〇八匁に比して、山代紙一〇八匁はあまりに安い。同史料につきのようにいう。

近來紙品相劣り、薄手・漉むら・楮解ヶ不致程之  
 麩紙多く、(中略) 大坂  
 売直段下直ニ相成、終ニ御損失ニ立至り候

山代の場合、前述したように一丸一〇三匁漉きと条件が厳しく、「苧楮拾八貫目」で一丸を漉かなくてはならない。鹿野「貳拾四貫目」(四釜漉き)・徳地「貳拾五貫目」と比較すれば、明瞭である。勢い薄漉きとならざるを得ない。「御紙漉漬」の疲弊下でもある。

表(8) 米方御仕入午年大坂御売押を大坂御運送紙御売代銀と立競損徳差引

宰判名	御仕入米銀 (貫目)	半紙 (丸)	大坂売代銀 (貫目)	差引損益 (貫目)	備考
当嶋	40.94408	312.000	40.122	-0.822075	大坂売代丸別128.596匁。
奥阿武郡	121.00809	970.166	108.343	-12.665419	大坂売代丸別111.674匁。
吉田	16.22107	201.000	22.702	6.480928	これのみ徳銀。大坂売代丸別112.94匁。
山口	15.12879	90.000	11.250	-3.878794	大坂売代丸別125匁。
徳地	675.10518	4223.000	526.420	-148.684738	大坂売代丸別124.655匁。
都濃郡	24.34078	183.191	19.157	-5.184192	大坂売代丸別104.571匁。
同添石	20.46938	145.216	11.515	-8.954479	大坂売代丸別79.294匁。
熊毛	139.59513	1006.833	76.656	-62.939128	大坂売代丸別76.135匁。
山代	1198.91562	8961.933	953.577	-245.338785	大坂売代本紙丸別108.002匁。丁半紙丸別96.49匁。
鹿野	175.52167	1311.850	136.764	-38.757392	大坂売代丸別104.252匁。
合	2427.24978	17405.189	1906.506	-520.744074	
丸別平均(匁)	139.45553		109.537	-29.918898	1丸に付約30匁の損銀。

出典：「製紙録」式ノ下の「損徳差引書」(万延元申年9月)。  
 参考：根山代歩通りは、安政6年・万延元年分60% (9306丸)。

最後に近世後期を通じた、諸郡紙の変遷を見よう。表(9)を作成した。宝暦四年の数値は大坂売却紙のみで、同日には論じ得ないが、安永三年・文政四年の数値は大変参考になる。この兩年の半紙数約二万七〇〇〇丸に比して、万延元年は約一七〇〇〇丸と、約一萬丸の減となる。激減というべきである。御仕入定和市(二石五斗替、米一石〇四〇匁)は変化してない中で、実勢米価は一石〇五〇匁から同一二匁余に高騰しており、間欠銀が一石当たり一〇匁から八二匁に跳ね上がっている。紙価は一丸〇九二匁から一〇匁に上がっているものの、丸別仕入が一四〇匁もかかっている。幕末の和市変動の影響を、もろに受けているといわざるをえない。

表(9) 近世後期諸郡紙の変遷

年代	同西暦	半紙(丸)	御仕入米銀 (貫目)	紙売代銀 (貫目)	差引損益 (貫目)	備考
宝暦4	1754	19000.000		1710.000		大坂売却値段1丸90匁。19000丸は大坂売却紙のみ。米1石=40匁。
安永3	1774	26935.000	1749.842	2267.449	517.607	丸別仕入65匁、同売却値段84匁、同売却益19匁。米1石=50匁。大坂紙売却値段1丸=92匁。
文政4	1807	27403.000	1892.253	2189.477	297.218	丸別仕入69匁、同売却値段80匁、同売却益11匁。米1石=50匁。大坂紙売却値段1丸=92匁。
万延1	1861	17405.189	2427.250	1906.506	-520.744	丸別仕入140匁、同大坂紙売却値段110匁、同損銀30匁。大坂米価1石=122.646匁。

出典：毛利家文庫政理4 7「御所帯根積」(宝暦4)。  
 萩市立図書館「御所帯方一紙大概抜粋」(安永3)。  
 毛利家文庫政理113「御根積帳」(文政4)。  
 県庁旧藩記録826「製紙録」式ノ下の「米方御仕入午年大坂御売押を大坂御運送紙御売代銀と立競損徳差引書」。

おわりに

萩藩後期の山代請紙制は、明和六年仕法を基本骨格とするが、その仕法替時点ですでに多くの無理を抱えていた。現楮二万六五三三・七釜（八八四四・六丸）を一・七五倍に水増しして四万六五三〇釜（一万五五二〇丸）の帳面楮を設定した。歩通りにすれば、五七%である。水増し分は、被楮（かづきこうぞ）といい、毎年楮苗八〇万本を植え付けて復旧する計画であった。仕法替の内容は、帳面楮五万釜（一万六二八六丸）を四万六五三〇釜（一万五五二〇丸）に減額、本所務分（紙年貢）に当たる把銀を七〇〇貫目から六五一・四二貫目に減額、一丸 $\parallel$ 三・〇七釜漉きを三釜漉きに改正、定和市二・六石替を二・五石替に改正、であった。

山代請紙制の矛盾は、山代大庄屋讃井仙左衛門が指摘しているように、田方石盛が一七宰判中一位と極めて高いこと（紙をできるだけ召し上げるため、石盛をわざと高くした）、畠方は畠銀と楮銀の二重年貢に苦しみ、楮作のためと寒冷地のため畠作が不調で食物が不足していること、楮修甫のためには本所務分の飯米仕入では不足し、食物がないこと、一丸 $\parallel$ 三釜漉きの作法では無理であること（鹿野並みの四釜漉き、せめて三・五釜漉きにしてほしいという）、歩通りによって請紙額が決定されているが、その請紙額に応じた「一切蒸・混納・干立」の費用さえ不足していること、楮苗植付には畠開き飯米と修甫飯米が不足していること、紙漉き屋が激減しており、せめて「楮煮窯・薪料并二道具損仕替代」（道具代・燃料）が必要

であること、難法者の公借は帳消しにしてほしいこと、田方で麦作を可能にするために乾田化が必要であること、等々である。天保期に讃井の提案のうち田方の石下げと楮苗五〇万本の追加が行われたが、時すでに遅しの感がある。天保期の紙漉き量六三三七丸は、山代紙漉き量の底をなし、明暦期の二万四〇〇〇丸、寛文期の三万丸の約四分の一にまで衰退した。

「御紙漉漬」という言葉が示すように、紙を漉けば漉くほど困窮して潰れてしまう。山代請紙制とは、田方・畠方・楮方の本所務（年貢）を、すべて紙でもって収納するという特異な徴租法と、紙の専売制が密接不可分に結びついた制度であり、何重もの収奪を可能とするものであった。制度・作法そのものに無理があったと言わざるを得ない。藩財政補填に追われるのあまり、地元に還元されるものがあまりに少なく、百姓成立が困難であった。

財政的観点から見た場合、米の定和市と時価との間欠銀（逆鞘）の問題が大きい。とくに幕末期の米価高騰によって損銀が多額になっている。また、米価高騰に比しての紙価の低迷も重要で、これには山代の疲弊による紙質の低下が響いている。紙の問題のみならず、藩財政を分析する際も、幕末期の和市変動の問題は、重要な課題となる。

註

- (1) 拙稿「萩藩前期の山代紙」(『山口大学文学会志』五九卷、二〇〇九年)、同「萩藩中期の山代紙」(『同』六〇卷、二〇一〇年)。
- (2) 防長紙同業組合、一九四一年。本稿は、マツノ書店一九七四年復刻版に拠った。
- (3) 山口県文書館県庁伝来旧藩記録八二四・八二五・八二六「製紙録」。なお、この史料は、「壱ノ上」・「弐ノ上」・「弐ノ下」の三冊が現存し、「壱ノ下」(明和から天保まで)が欠本となっている。欠本は本稿の対象とする時期と重なるので、他の史料によって補う必要がある。
- (4) 前掲「製紙録」の宝暦十年三月「都野正兵衛伝書」。
- (5) 山口県文書館寄託松原家文書「御昏段之儀二付覚書」。
- (6) 萩市立図書館「御所帯方御一紙大概抜粹」安永四年。
- (7) 前掲松原家文書「御昏段之儀二付覚書」、同「明和六丑ノ年御改山代御紙仕法書」。
- (8) 山口県文書館毛利家文庫政理四七。なおこの史料は、『山口県史料編近世3』に翻刻されている。
- (9) 「製紙録」弐ノ上。
- (10) 讚井家文書文化元年「山代諸村御仕與願扣」。
- (11) 毛利家文庫政理二三七「防長両国郷村手鑑」天保十二年。なおこの史料は、『山口県史料編近世3』に翻刻されている。
- (12) 県庁旧藩八二八「山代古今御仕法廉書楮方一件之部」文化十

年。

- (13) 毛利家文庫政理一一三「御根積帳」文政四年。
- (14) この帳については、拙稿「萩藩天保期の藩財政」(『山口大学文学会志』五一卷、二〇〇一年)参照。
- (15) 山口県文書館旧藩別置記録「山代宰判本控」。
- (16) 「製紙録」弐ノ上。
- (17) 毛利家文庫政理一四九。
- (18) 「製紙録」弐ノ下、万延元年九月「損徳差引書」。

追記 本稿は、『山口大学文学会志』六一巻に掲載される同題小稿を転載するものである。本誌掲載の小稿と関係が深いため、読者の便宜をはかった。